



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL0264-22-4390
FAX 22-4705
2018.2.5
NO 2091

新発田税務署に申し入れ

「3・13重税反対統一行動実行委員会」は1月26日、3月13日に行われる「集団申告」のことなどで新発田税務署に申し入れを行いました。

新発田民商の中村登会長、生活と健康を守る会の小野敬一郎会長など6人が参加、税務署からは総務課長らが対応しました。

申し入れは、①集団申告でのスマートな対応②「マイナンバー」への対応③税務調査における「事前通知」の励行など④納税者に過大な負担とならない「記帳及び記録保存義務」への対応を⑤「納税緩和措置」の積極的な適用について要請を行いました。

「マイナンバー」の記載がなくても申告書は受理

個人番号（マイナンバー）・法人番号記載欄のある税務関係書類（確定申告書等）について、税務署は「番号が記載されていないことで受け付けない」ということはない。記載しないことへの罰則もない」と回答しました。また、「個人番号が記載されている場合には本人確認書類と身元確認書類の提示又は写しの提出が必要だが、当日確認書類を忘れてきても申告書は受け付ける」と述べました。

「納税緩和措置」には適切に対応

納付困難な納税者に「換価の猶予」などの「納税緩和措置」の積極的な適用を求めたのに対しても、「分割納付など適切に対応する」との回答がありました。

申告書に記載もれなどないように

集団申告がスマートに進められるように、税務署側からも次のような要望が出されました。

*何年分の申告書か、住所・氏名・生年月日、「16歳未満の扶養親族」などの記載もれがないように。

*申告書控えに受付印が必要な場合は、提出用から

*医療費控除の領収書の返却が必要な場合は、「切手」

*を貼つて宛名を記載した返信用封筒の添付を。

*交通の妨げや事故の危険があるので、税務署周辺に路上駐車しないでください。申告書提出後は、税務署の敷地や道路に留まらず、速やかに解散するようにしてください。

今週の商工新聞…♪もおすすめ

- ◆二面…税務調査では認と還付勝ち取る 岐阜北民商
- ◆二面…確定申告のワンポイントアドバイス⑦
- ◆三面…業者守る施策の拡充求め全中連が省庁交渉

1・22 「全国中小業者決起大会」「新発田民商から若い役員一人が参加

1月22日、「全国中小業者決起大会」が東京で行われました。新発田民商からは、小野博之副会長と竹内俊哉青年部長が参加し、秋の運動で集めた「消費税増税中止」の署名約650名分を国会に提出してきました。

1月は3名の仲間が増えました

さう多くの業者仲間に「民商へ」の声かけを

とび職の元会員が、昨年独立して自営になつたので入会したいと来所し、再入会しました。これで1月の入会は3名となりました。

これから「確定申告」が本番となります。申告や記帳、税金滞納など心配事を抱えている業者は大勢います。ぜひ「民商へ相談を」と気軽に声をかけ、入会や商工新聞購読を勧めてください。



「美味しい」と好評の
「喜多方ラーメン」

今年も婦人部で販売中！

和風ベースの「しょうゆ味」・「コクのある「みそ味」
◎どちらも「五食入り」で900円

*役員・事務局にて注文下さい

今後の日程

2月7日：外ヶ輪・鴻沼支部学習会 共済理事会

2月12日：聖籠支部「なんでも相談会」

2月14日：猿橋支部「なんでも相談会」

2月15日：中央支部「なんでも相談会」

2月16日：五十公野支部「なんでも相談会」

2月21日：弁護士による「無料法律相談」

（相談希望の方は事前に「予約ください」）